

平成30年度八王子市農業委員会第9回総会会議録

- 1 開催年月日 平成30年12月26日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後3時00分 から 午後4時30分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 原 島 元 義 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 10 番 有 竹 満 次 |
| 11 番 菱 山 史 郎 | 12 番 中 西 伸 夫 |
| 13 番 鳴 海 有 理 | 14 番 熊 澤 治 彦 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 金 子 文 利 |
| 19 番 町 田 裕 通 | 20 番 井 上 正 芳 |
| 21 番 福 田 一 訓 | 22 番 門 倉 豊 |

5 事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-------------|
| 事務局長 廣 瀬 勉 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 黒 田 康 雄 |
| 主 任 笹 野 一 幸 | 主 任 上 村 剛 |

平成30年度

八王子市農業委員会 第9回総会 議題

(平成30年12月26日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 特定農地貸付けの承認について
- 第11 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第12 東京都農業会議が取りまとめる「都への意見提出ならびに国への要望」について

【報告案件】

- 第13 農地の権利取得の届出について
- 第14 農地の賃貸借の合意解約について
- 第15 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第16 生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について
- 第17 平成30年度農業委員会総会の開催日の変更について

《午後3時00分開会》

議長 ただいまから、平成30年度八王子市農業委員会第9回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（13件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（36件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」
を報告。（7件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。

事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」

譲受人は戸吹町に在住。譲渡人は西多摩郡瑞穂町。

申請地は戸吹町にある土地1筆、登記簿地目は畑、現況は不耕作。面積は148㎡。

譲受人の経営地は合計5,029㎡、従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。12月17日、事務局とともに、申請地にて、譲受人から、聞き取りを行いました。譲受人は、地元戸吹町で共有山林管理委員会の委員長を務めている、地区の世話役のような立場の方です。ご自身の住む戸吹町の西部地区に活気を取り戻したいと、10月には地元の仲間から梅林を中心に約2,000㎡の農地を借りています。申請地ですが、所有者の死亡後相続人が不存在となり、数年間不耕作の状態が続いていました。この土地以外にも共有山林や原野を所有しており、もらい手がいなかったことから、譲受人がまとめて取得することにしたそうです。申請地ですが、隣接する農地はなく、面積も148㎡と狭いため、農地としての使い勝手は決していい所ではありませんでした。また、ここにカキを7本程度植える予定ですが、筆の大半に竹の根が張っているため、まずは伐採・抜根などの整地が欠かせない状況でした。譲受人は、この土地の状況は十分理解した上で取得することを決めており、取得後は、共有山林管理委員会の仲間とともに、機材を使って速やかに片づけたいと言っていました。現在78歳と高齢ですが、妻と長女もいますし、親族や地元の共有山林の

仲間も協力してくれるそうですので、問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 下限面積というのは譲受人が持っている農地全体で50アールということですか。

事務局 合計で50アールを超えることをもって要件を満たすということです。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は上壱分方町、耕作面積は8,548㎡。相続開始年月日は平成30年9月26日。

相続人について、住所は上壱分方町、年齢69歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は上壱分方町にある1筆、合計834㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成20年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。12月14日、事務局と農地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地は生産緑地の指定です。主にクリのほかユズ、タマネギ、キンカンが栽培され、夏にはスイカやブドウも栽培しているとのことでした。

た。収穫した果樹や野菜は亡くなった父の代から付き合いのある近隣住民から注文を受け、その方に販売するほか、庭先販売や自家消費しているとのことでした。願出者は退職してから10年間、父を手伝う形で農作業に従事しています。今後も農業経営を続けていくとのことですので、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
被相続人について、住所は下柚木二丁目、耕作面積は1,627㎡。相続開始年月日は平成30年9月8日。
相続人について、住所は下柚木二丁目、年齢57歳、被相続人との続柄は「子」。
適用を受けようとする農地は下柚木4筆及び下柚木二丁目にある1筆の合わせて5筆、合計1,627㎡。下柚木二丁目は生産緑地、下柚木は市街化調整区域。
相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和60年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。12月13日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。特

例の適用を受けようとする農地は下柚木二丁目の農地は生産緑地、下柚木は市街化調整区域内の農地です。生産緑地である下柚木二丁目の西側 3 分の 2 ではウメ、東側 3 分の 1 ではハクサイ、ブロッコリーを、市街化調整区域内の農地では全面的にウメ、一部でフキやミョウガを栽培しており、収穫物は道の駅や直売所へ出荷しているとのことでした。願出者は、すでに所有しているほかの生産緑地において原木シイタケを主に栽培し、納税猶予の適用を受けている認定農業者です。父親を手伝う形で若い頃から長年農業に従事してきており、今後もこれまでの経験を活かし、農業経営を続けていくとのことでした。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 7 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 8 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 8 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は元八王子町二丁目の土地 2 筆、計 880 m²。

買取申出事由の生じた者について、住所は元八王子町二丁目、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 30 年 3 月 6 日。年齢は 90 歳、年間従事日数は 300 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。12 月 14 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。

願出者の父は、小さい頃から親を手伝う形で農業に従事し、当該地において収穫した野菜や果樹を八王子青果市場への出荷を中心に親戚に配布するほか自家消費してきました。父は 37 歳で嘱託職員となりましたが、その仕事と両立しながらも農業に携わってきました。定年退職後は農業に専念し、サツマイモ、ダイコン、マクワウリ、キウイ等を栽培してきました。10 年ほど前にアルツハイマー病になってからは願出者の手を借りながらもできる限りの農作業に従事してきました。しかしその後、脳出血で入院してからは徐々に農作業が困難になり、今年 3 月に 90 歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 8 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 9 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 9 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は中山の土地 2 筆、計 1,117 ㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は中山、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 29 年 10 月 24 日。年齢は 91 歳、年間従事日数は 300 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。12 月 13 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。願

出者の父は戦後から搾乳牛の酪農に携わり、当該農地では牛の飼料としてトウモロコシを作ってきましたが、10年ほど前にご自身が高齢になってきたことや機械の老朽化もあり、露地野菜の栽培に転換しました。季節ごとに旬な野菜を多岐にわたり栽培し、自家消費するほか、近所の方に配っていたとのこと。当時はほぼ毎日畑に通い、農作業をしていましたが、5年ほど前に腰の圧迫骨折で手術をし、その後、目の病気である緑内障も患うようになってからは、なかなか思うように体を動かせなくなりました。それでも可能な限り畑に通い、願出者の助けを借りながらではありますが、農作業に従事していたそうです。ここ数年は介護が必要な状態までになり、昨年お亡くなりになりました。今回の調査においてお元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、これらの案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第10「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。なお、本件については、農業委員の関わる案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。該当する農業委員は議事に参与することができませんので、委員の一時退席をお願いいたします。事務局より説明願います。

事務局

第10「特定農地貸付けの承認について」

申請者について、住所は犬目町。

貸付対象農地は犬目町にある土地2筆の一部、合計843.88㎡。

区画面積は25㎡、区画数は10区画。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それではご報告いたします。12月13日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者及び土地所有者から話を伺いました。農地は草刈状態で、今回の総会で案件が通り次第、開設するという事です。所有者は、近所に住んでおり、これまでは、御自身で作付を行っていたそうです。今回申請者が貸し農園を行うにあたり、場所を探していたところとても利便性の高い農地であったため、土地所有者に話をもちかけ了承していただいたそうです。水道やトイレは隣接する施設を利用することになります。自動車は、3～5台程度施設に駐車できるように、調整中だそうです。募集の方法としては、広報やチラシなどを使って募集するとのことでした。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員

今までの貸し農園が全部で約400区画あるとの事ですが利用率はどの程度でしょうか。

事務局

ほぼ、埋まっております。

農業委員

申請地もすぐに埋まると思いますが、近隣の市民農園と競合するようなことはありませんか。

事務局

すみ分けは出来ると思います。

農業委員

案内図を見ると全体の土地の一部ということですが周りの土地との関係はどうなっていますか。

事務局

斜線部分が市民農園の部分となります。斜線部分以外は御自身で耕作されるそうです。

農業委員 道路に車を止めるようなことはないということによろしいですか。
推進委員 そのようなことがないよう調整中だそうです。
農業委員 道路に車を止めるようなことがないようお願いします。
議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。
お諮りします。第10については、これを承認することにご異議ござ
いませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。
第11「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地
利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願
います。

事務局

第11「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用
集積計画の決定について」
貸し手について、住所は高月町、利用権を設定する土地は高月町の土地
4筆、計1,188㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。
借り手について、所在は上野町、利用権の設定等を受ける者が耕作又
は養畜の事業に供している農用地の面積は884㎡。主たる経営作物は
露地野菜、マコモ、農作業従事日数は年間240日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。12月17日、事務局とともに現地調査
を実施しました。その際、利用権の設定を受ける借り手の農場長から、
今後の作付け計画を伺いました。先ほど、事務局の説明にもありまし
たが、借り手は福祉作業所を運営しており、障害者の就労や障害のあ
る子どもたちへの農作業体験に力を入れています。無農薬による野菜
栽培のため、経営として成り立つのかという心配もあるかと思いま
すが、借り手の取組に賛同するレストランがすべて購入してくれるそう

です。今回は4筆、1,188㎡の利用権設定です。いずれも先行して地主から使わせてもらっていたところで、ここで1年間の約束を取り付けました。地代が高額ですが、この額でないと話が進まなかったため、今回はやむを得ずこの額になったそうです。次回は安くしてもらえよう、継続的に交渉していきたいと言っていました。非常にやる気のある若者たちです。行動力もあり、地元の農家との関係もいと聞いています。引き続き高月町の新規就農者としてがんばっていただきたいと思います。高月町の中にはまだまだ放棄された農地があります。所有者が貸したがらないためどんどん荒れていきます。一方で今回のように、のどから手が出る思いで農地を探している若者がいます。所有者の気持ちも分かりますが、少しでも理解が深まるよう、がんばってきたいと思います。報告は以上です。

- 議長 質問・意見はありませんか。
- 農業委員 貸付期間が1年間になった理由は何ですか。前の利用権設定は何年ですか。
- 事務局 貸し手との交渉の中で5年が難しく1年になったと聞いています。前は5年です。
- 議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を議題にします。事務局より説明願います。

- 事務局

| |
|---|
| 第12「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を説明。 |
|---|

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 13「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 13「農地の権利取得の届出について」を報告。（7件）

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1件）

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 15「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
(7件)

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 16「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 16「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告。

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 17「平成 30 年度農業委員会総会の開催日の変更について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 17「平成 30 年度農業委員会総会の開催日の変更について」を報告。
報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 10 番 有竹 満次 委員

第 11 番 菱山 史郎 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成 30 年度八王子市農業委員会第 9 回総会を閉会します。

《午後 4 時 3 0 分閉会》